

「行政手続」(資料 4) の意見交換に当たって

背景

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に制定された法律。行政機関が行う指導や処分、行政機関に対して行う申請等に関して、必要とされる手続きや、行政側に求められる対応等を定める。平成6年(1994)施行。

- ・平成18年(2006)の改正で、行政機関が政省令等を制定する際に、案を公示して広く一般から意見を公募する、パブリックコメント(意見公募手続)の制度が設けられた。
- ・平成20年(2008)の行政手続法改正法案は、一定の場合に限ってはあなが、行政指導の相手方に対し、指導の担当者が明らかにすべき事項を増やしている。また、行政指導の発動や中止を市民が申し出るための手続も用意した。ただし、いずれの申出手続も、その対象は、法律に根拠のある行政指導に限られている。



行政手続法の適用範囲

行政手続法は一般的なルールとなるべきものを定めた法律であるが、極めて広い範囲にわたる行政の全てに一律に適用することが適当でないこともある。

このため、その特殊性などから行政手続法に定める手続を適用することになじまないと考えられる特定の行政分野については、行政手続法の適用を除外することとしている。

また、地方公共団体の機関がする処分のうち、その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているもの、地方公共団体のする行政指導、地方公共団体の機関に対する届出、命令等を定める行為に関する手続について、行政手続法の適用が除外されている。

なお、行政手続法の適用が除外されている行為について、行政手続法46条は、同法の主旨に即った措置を地方公共団体が講ずるよう努力義務を課しており、現在ではほぼすべての都道府県・市区町村が**行政手続条例**を制定している。

(参考) 旭川市行政手続条例(H11年制定、H12年・H20年改正)

■ 切り口の例

- ・市役所の窓口で申請等の手続をするときに感じていること。
- ・行政の市民に対する説明責任についてどのように感じているか。また、市民に対する説明はわかりやすいか。